

連合新会費制度の概要と課題

2024. 5. 16

2024年度県本部財政担当役職員会議

内 容

1. 連合における議論経過
2. 制度改正の概要
3. 登録人員にかかわる考え方と自治労の対応
4. 県本部負担額の考え方
5. 県本部納入人員の確定と納入フロー（想定）
6. 今後のスケジュールについて

1. 連合における議論経過

- 2022年6月 中央会費制度実行プランを決定（第87回中央委員会）
「組織登録・交付金等のあり方に係る作業部会」を設置
※自治労からは伊藤書記長が委員として参加
- 2023年12月 作業部会「最終報告」を確認（第91回中央委員会）
- 2024年4月 中央会費制度 会費単価区分A～C ごとの登録人員を確定
- 2024年10月 中央会費制度 会費単価区分A～C ごとの会費単価を確定

2. 制度改正の概要

移行スケジュール

準備期間	2022年6月～2025年12月
移行期間	2026年1月～2034年12月
新制度完全移行	2035年1月

2. 制度改正の概要 (①納入方法)

- 2026年1月より納入方法が、中央本部からの一括納入にかわりします
- 県本部は相当分を本部に納入していただくこととなります (県本部負担分)

現行

本部会費
(連合本部)

自治労本部

地方会費
(地方連合会)

県本部



2026/1 移行期間～

中央会費
(連合本部)
(地方連合会)

自治労本部

県本部

2. 制度改革の概要 (②単価)

現行

地方連合会ごとに
異なる会費
@75円~150円
(正規)

北海道	150
青森	150
秋田	150
岩手	150
山形	150
宮城	150
福島	150
茨城	110
栃木	120
群馬	120
山梨	150
東京	75
千葉	100
神奈川	100
静岡	120
愛知	100
三重	120
和歌山	120
奈良	120
大阪	100
京都	120
兵庫	110
鳥取	150
岡山	120
広島	120
山口	140
島根	150
福岡	130
佐賀	150
熊本	150
大分	150
宮崎	150
鹿児島	150
香川	150
徳島	150
高知	150
愛媛	150
沖縄	150

※網掛けについては、パート等の会費区分が設定されていない地方連合会

2026/1 (移行期間~)

新単価??円

県本部負担分	??円
一般会費	60円
連帯活動費	5円
地方交付会費 (現行本部負担分)	30円
政策活動資金	3.3円
基礎控除調整費	4円

A : 現行本部負担
→新制度でも本部負担

B : 新制度から創設

※上記金額は現在示されている案 (1人あたり月額)

※新単価の決定は、2024年10月の連合中央委員会

3. 登録人員にかかわる考え方と自治労の対応

①登録数と納入率

登録数 = 自治労の登録数

納入率 = 登録数 × 90%

(自治労組合費の80%と異なることに注意)

- ※1 地方連合会における各県本部の組織人員数も、現行の県本部が各地方連合に登録する数から、自治労登録納入確定における登録数へ変更となる
- ※2 ※1に基づき地方連合運動に参画することとなる (代議員数や執行部選出等含む)

3. 登録人員にかかわる考え方と自治労の対応

②会費単価区分

	中央会費制度における 基本方針	自治労対応
区分A	一般	区分 B,C 以外
区分B	パー一等 (週0時間以上)	登録納確定年減免, B
区分C	パー一等 (週0時間未満)	登録納確定年減免

4. 県本部負担額の考え方

【2035年1月：制度完成時】

単価（新会費単価から本部負担額を引いた金額） × 県本部納入数

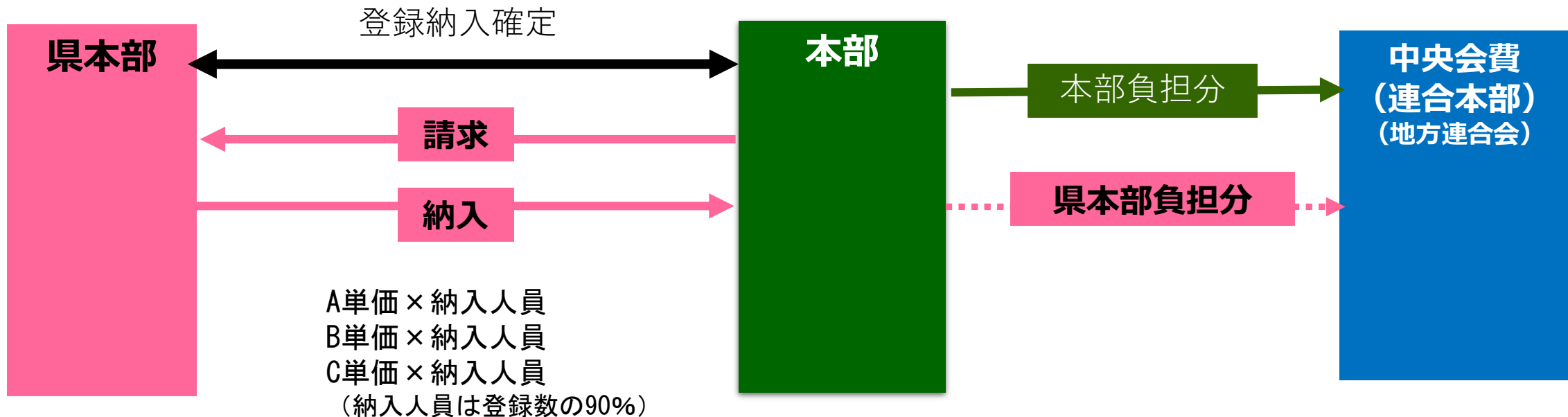
【2026年1月～2034年12月：移行期間中】

- 移行期間中は経過措置として「新会費」と「賦課金（※）」の組み合わせとなり、「新会費」の単価が6回にわたって変動
- 2024年10月の単価の決定後に移行期間中の自治労での取り扱いについて提示

※賦課金＝2024年に各県本部が地方連合へ 納入した金額の合計

5. 県本部納入人員の確定と納入フロー（想定）

- 毎年の登録納入確定で確認する自治労登録人数を、**同時 連合会費の登録人数として確定**
【**連合会費： 納率 90%** 自治労組合費：納入率80%】
- 毎月、本部は県本部に「自治労組合費」と「連合会費」を請求する
- 本部は、「本部負担分」と「県本部から納入された県本部負担分」をあわせて連合に納入する



6. 今後のスケジュールについて

2024年10月 中央会費制度 新会費単価の決定

2025年1月 県本部代表者会議にて県本部負担額の単価や
移行期間中の自治労内の取り扱い等を提示

2025年8月 定期大会において必要な規約・規則の改正